

研究ノート

北中部地区基準協会高等教育委員会における アクレディテーションプロセスの特色 —わが国の認証評価制度改善への示唆—

山口 豪

(デジタルハリウッド大学)

本稿の目的は、北中部地区基準協会高等教育委員会（NCA-HLC）におけるアクレディテーションプロセスの特色を考察し、わが国の認証評価制度改善への示唆を導くことにある。

本稿では、第1に近年のわが国の大学を取り巻く環境を概観し、第2にNCA-HLCのアクレディテーションシステムに関する先行研究をレビューする。そして、第3に2013年からのNCA-HLCにおけるアクレディテーションプロセスの特色を分析し、特にNCA-HLCのスタンダードパスウェイ、オープンパスウェイ、およびAQIPパスウェイに焦点を当てて考察する。最後に上記の考察を踏まえて、将来のわが国の認証評価制度改善の方向性を提示する。

キーワード：北中部地区基準協会、スタンダードパスウェイ、オープンパスウェイ、AQIPパスウェイ、連邦規則遵守プログラム

1. 本稿の目的

わが国の大学を取り巻く環境は、グローバル化及び情報化の進展、進学率が50%を超えると同時に18歳人口の減少というユニバーサル化時代の到来、国・地方自治体の危機的な財政状況、2011年3月11日の東日本大震災によるサステナブル社会を構築する重要性の高まり、第4次産業革命の加速化による社会・産業構造の変化などによって、めまぐるしく動いている。こうした激動する状況の中で、わが国の大学は、社会の変革を担い得る有為な人材を育成し、その人材を社会に輩出することがより一層求められ、そのためには、わが国の大学の教育研究の質、運営の質に対する信頼の確立がより一層求められている。

かかる状況下において、2018年4月1日からの認証評価制度改善に関わる省令の一部改正の施行によって、大学評価基準に定める項目のうち、「内部質保証に関すること（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること）」については、重点的に認証評価を行うものとする¹が定められた¹。

この「内部質保証に関すること」について、大学基準協会は、すでに、他の認証評価機関に先駆けて、2011年度の第2期機関別認証評価から内部質保証を重視する大学評価システムを構築し運用している。しかしながら、「2011～2015年度に大学基準協会の機関別認証評価を受けた大学（204大学）」について、評価結果において、

『内部質保証』に提言（長所・努力課題・改善勧告）が付された大学の割合を調べたところ、その3割以上に、問題点（努力課題・改善勧告）の指摘がなされている」（大学基準協会、2016, p. 4）。このように、わが国において、内部質保証に問題を抱えている大学が少なからず存在していることが見受けられる。

では、どのようにすれば、わが国の大学で内部質保証が定着し、教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築することができるようになるのであろうか。

その手がかりとして、本稿では、まず、機関自らの改善を促進することに焦点を当てた先進的なアクレディテーションプロセスを採用している北中部地区基準協会高等教育委員会（North Central Association of Colleges and Schools, The Higher Learning Commission: NCA-HLC）の取組みを考察する。つぎに、その考察からNCA-HLCのアクレディテーションプロセスの特色を導き、わが国の大学の教育研究活動等の改善をより一層促進するために、今後、わが国の認証評価制度をどのように改善していくべきなのかという問題について、同制度の改善の方向性を考究する。その中で、とりわけ、本稿では、NCA-HLCの事例が、わが国の認証評価制度改善に向けてどのような示唆を与えていると考えられるかという点について論究することを本稿の目的と位置付けて、以下で詳しく述べる。

2. 先行研究

NCA-HLC の評価システムに関する先行研究について、以下の3つの観点から整理する。

第1は、NCA-HLC の評価システム全般を考察した研究である。まず、1990年～1992年のNCA-HLCにおける『アクレディテーション・ハンドブック』並びにその関連資料を翻訳し、アクレディテーションのプロセスを解説したものとしては、大学基準協会企画/早田幸政訳(1995)がある。つぎに、NCA-HLC の評価システムを他の米国における地区基準協会と比較考察したものとしては、大学基準協会(1998, 1999)の実態調査報告書がある。前者はアクレディテーションプロセスとスタッフの役割という観点から比較考察したものであり、後者はその後の動きをフォローしたものである。さらに、2012年以降のNCA-HLCによる評価システムの改革を考察したものとしては、前田(2015)と日本高等教育評価機構(2014a)がある。前者は、NCA-HLCが伝統的な評価方式(Program to Evaluate and Advance Quality: PEAQ)を2015年度で廃止し3種類の評価コースを用意した点と2013年度から連邦規則遵守プログラム(Federal Compliance Program)を導入した点に焦点を当ててこの2つの改革について考察し、わが国の認証評価制度改善への示唆を導いたものである。後者は、NCA-HLCによる評価システム改革の概要と学修成果の評価に焦点を当てて調査を行ったものである。

第2は、NCA-HLC の評価を受審した大学について考察した研究である。まず、NCA加盟校のアクレディテーション受審に向けた多様な学位レベルの大学・カレッジの責任ある教職員の手による『北中部地区基準協会100周年記念論文集』を翻訳したものとして、大学基準協会企画/早田幸政訳(2003)がある。つぎに、2012年以降にNCA-HLC の評価を受けた大学について考察したものとしては、山口(2015a, 2015b, 2015c)と日本高等教育評価機構(2014b)がある。前者は、NCA-HLCが従来採用してきた評価方式(PEAQ)と1999年に開始した教育質改善プログラム(Academic Quality Improvement Program, AQIP)の評価方式について、その方式を採用してNCA-HLC の評価を受審した3つの大学の取組みを考察し、どちらを利用してNCA-HLC の認定を得ているのか、その選択にどのような理由があるのか、認定を得るためのプロセスで、内部質保証、とりわけ学修成果測定にどのように取り組んでいるのかについて主に聞き取り調査を行ったものである。後者は、学修成果のアセスメントプロセスやその結果の利用に焦点を当ててNCA-HLC の評価を受審した2大学の取組みを考察したものである²。

第3は、NCA-HLC の評価システムの個別テーマを取り

扱った研究である。例えば、米国における営利大学の展開と地域アクレディテーションの機能をNCA-HLC の評価システムの観点から取り扱ったものとしては、森(2011)がある。さらに、NCA-HLC のAQIPを参考にして、わが国の大学における品質マネジメントの実態を3つの機関別認証評価機関による評価結果から考察したものとしては、赤林(2011)がある。

こうした先行研究の中で、本論文は、前田(2015)の研究内容をベースに、NCA-HLC のウェブサイト等に掲載されている情報をもとに、最新の動向をフォローしながら、より詳しい内容の考察を行い、前田(2015)の研究内容をより進めたものとして位置付けることができる。

本論文と前田(2015)との大きな違いは、以下2点にある。

第1にNCA-HLC の評価プロセスの特色を考察し、今後わが国の大学の機能別分化をより一層促進させる観点から、わが国の大学の成熟度に応じた複数選択可能な評価方式とわが国の大学の状況に応じた評価手法を複数用意することを本論文で提案している点である。

第2にAQIPで採用されている大学と評価機関との間で頻繁にやりとりを行う「ハイタッチ型」の改革・改善志向型評価プロセスについて、今後わが国の大学の教育研究活動等の改革・改善を推進していく重要性に鑑み、わが国の認証評価プロセスに導入することを本論文で推奨している点である。

このような具体的提案をわが国に対して行った先行研究は、管見の限り見受けられないことから、本論文は一定の新規性・独自性があると筆者は考える。

3. NCA-HLC のアクレディテーション基準

3.1. NCA-HLC の概要

NCA-HLC は、全米の6つの地区基準協会の1つとして、1895年に設立された独立団体であり、米国の19州にわたる北中部地区における学位授与を行う中等後教育機関のアクレディテーションを行っている。NCA-HLC のミッションは、高等教育の質を保証し向上させることによって、公共の利益を提供することである。NCA-HLC は、会員によって選ばれた理事会により統治されている。そして、理事によって選出された会長(President)により管理運営が行われている。NCA-HLC のスタッフ数は50人を超えている³。

3.2. NCA-HLC のアクレディテーション基準

2012年2月24日、NCA-HLC 理事会は、アクレディテーション、想定される実践事項(Assumed Practice)、加盟校の義務(Obligation of Affiliation)の基準を採択し

た。NCA-HLC は、機関をレビューする際に、最低要件を満たすことよりも、継続的な改善の文化を醸成することを求めている。また、会員校の多様性を認めることも求めている。こういった理由から、水準 (Standard) ではなく基準 (Criteria) を用いている (NCA-HLC, 2012c, p. 1)。これらの基準は、2013 年 1 月 1 日より全ての機関に対して、適用することとなった (NCA-HLC, 2012c, p. 12)。

(1) 「指標となる価値 (Guiding Value)」

NCA-HLC のアクレディテーションプロセスは、アクレディテーション基準 (The Criteria for Accreditation) によって管理されている。アクレディテーション基準は、基準の説明 (Criterion Statements) と機関の有効性 (Institutional Effectiveness) を保証するための「基本的な要素 (Core Components)」から構成されている。アクレディテーション基準は、機関のアクレディテーションにおける一連の「指標となる価値 (Guiding Value)」を反映したものとなっている。NCA-HLC は、これらの「指標となる価値」をアクレディテーション基準の内容やその基準を設定した意図の理解を促進するために明確化している。NCA-HLC は、表 1 にある項目を「指標となる価値」として設定している (NCA-HLC, 2012c, p. 1)。

表 1 NCA-HLC アクレディテーション基準：「指標となる価値」

1. 学生の学修活動への焦点	6. 誠実性、透明性、かつ倫理的な行動や実践
2. 公共的な目的としての教育	7. 機関の健全なガバナンス
3. 多様であり技術的にグローバルに連結した世界のための教育	8. 機関の持続可能性を確かなものとするための資源計画とマネジメント
4. 継続的な改善の文化	9. ミッションに中心を置いた評価
5. エビデンスに基づいた機関の学習と自己開示	10. ピアレビューを通じたアクレディテーション

出所) NCA-HLC (2012c) p. 3~4 をもとに筆者作成

(2) アクレディテーション基準と評価枠組み

アクレディテーションや再アクレディテーションへの準備にあたって、機関は全てのアクレディテーション基準や基本的な要素を満たしたエビデンスを提供する必要がある。NCA-HLC は、基本的な要素とアクレディテーション基準に関してレビューを行う。アクレディテーション基準は、表 2 にある 5 つの基準から構成されている (NCA-HLC, 2012c, p. 1)。

そして、基本的な要素とアクレディテーション基準についての評価は、表 3 にある枠組みに基づいて行われる。

機関は全ての基本的な要素を満たした場合にのみアクレディテーション基準を満たすこととなる。認定されるためには、この 5 つのアクレディテーション基準の全てを満たす必要がある。NCA-HLC はレビューの結果に基づいて、アクレディ

テーションの認定、継続、否認、取消しを行う (NCA-HLC, 2012c, p. 2)。

表 2 NCA-HLC アクレディテーション基準

〈基準 1 ミッション〉 ・機関のミッションが明らかであり、公表されていること。 ・また、機関のミッションは機関の活動を導いていること。
〈基準 2 誠実性：倫理的かつ責任ある実行〉 ・機関は誠実性をもって活動すること。 ・また、その実行は、倫理的かつ責任あるものであること。
〈基準 3 教授および学修：質、資源、支援〉 ・機関は、いついかなる場合も、高い質の教育を提供すること。
〈基準 4 教授および学修：評価、改善〉 ・機関は、教育プログラム、学習環境、サポートサービスの質に責任を持つこと。 ・また、機関は、継続的な改善を推進するために設計されたプロセスを通じて、学生の学修活動の有効性を評価すること。
〈基準 5 資源、計画、機関の有効性〉 ・機関の資源、構造、プロセスは、機関のミッションを満たし、教育サービスの質を改善し、将来の課題や機会に対応するのに十分なものであること。 ・また、機関は将来に向けて計画を立てること。

出所) NCA-HLC (2012c) p. 4~8 をもとに筆者作成

表 3 基本的な要素と評価基準の評価枠組み

〈基本的な要素の評価枠組み〉 ・各機関が基本的な要素で示された期待事項に問題なく到達しているか、または、上回っているならば、その機関は基本的な要素を満たしている。 ・各機関が基本的な要素で期待される事項を実証しているが、基本的な要素のいくつかの側面に関するパフォーマンスが改善されなければならない場合、その機関は懸念事項があるものの基本的な要素を満たしている。 ・各機関が全ての項目において基本的な要素を満たしていない、あるいは、1 つ以上の到達していない基本的な要素がある場合、その機関は基本的な要素を満たしていない。	〈評価基準の評価枠組み〉 ・各機関がアクレディテーション基準で示された期待事項に問題なく到達しているか、または、上回っているならば、その機関は同基準を満たしている。 ・各機関がアクレディテーション基準で期待されている事項を実証しているが、基準のいくつかの基本的な要素に関するパフォーマンスが改善されなければならない場合、その機関は懸念事項があるものの同基準を満たしている。 ・各機関が全ての基準を満たしていない、あるいは、1 つ以上の到達していない基準の基本的な要素がある場合、その機関は基準を満たしていない。
---	--

出所) NCA-HLC (2012c) の p. 1~2 に基づき筆者作成

3.3. アクレディテーション基準の特徴

NCA-HLC のアクレディテーション基準について、筆者が考える 3 つの特徴を以下で指摘したい。

第 1 は、基準 2 で「誠実性 (Integrity)」を据えている点である。米国では、6 つある地区基準協会のうち、ニューイングランド地区基準協会や中部地区基準協会の機関別アクレディテーション基準でも、「誠実性」を基準として立てていること (中村・串田, 2015, p. 139) からもうかがえるよ

うに、米国では、「誠実性」を1つの基準として据え、各機関に倫理的かつ責任ある実行を伴う「誠実性」をもった活動を求めている。この「誠実性」を重視した評価を行っている点の特徴的であるといえる。また、わが国では、日本高等教育評価機構の第2周期の大学評価基準「基準4. 自己点検・評価の領域：自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性」にも影響を与えていると見受けられる⁴。

第2は、5つある基準の中で、基準2と3で「学修」に焦点が当てられ、その質、評価、改善などを求めている点である。また、前述した「指標となる価値」の1番目に「学生の学修活動への焦点」とあるように、NCA-HLCは、アクレディテーションにおいて、各機関が学生の学修活動の有効性を評価することを極めて重視し、各機関に対して、各学生の学修成果を測定するプロセスを有するよう求めている点の特徴的であるといえる。

第3は、基準5で「機関の有効性（Institutional Effectiveness）」を立てている点である。わが国では、高等教育機関全体の有効性に対する評価の実効性を担保する用語として、「内部質保証（Internal Quality Assurance）」が用いられることが多いが、米国では内部質保証という言葉はあまり用いられず、内部質保証に類似した概念として、「機関の有効性」という用語が用いられることが多い。5つある基準の最後にこの用語を用い、「機関の有効性」を重視した評価を行っている点の特徴的であるといえる⁵。

4. アクレディテーション再認定のためのパスウェイ

NCA-HLCは各機関のアクレディテーションの再認定にあたり、①スタンダードパスウェイ（Standard Pathway）、②オープンパスウェイ（Open Pathway）、③AQIPパスウェイ（Academic Quality Improvement Program Pathway）といった3つの経路を設けている。この3つの経路について、以下で考察する。なお、これらのパスウェイによって評価方法は異なるが、これらのパスウェイに適用される基準は、共通のものとなっている。

4.1. スタンダードパスウェイ

(1) 対象機関と目的

スタンダードパスウェイは、認定取り消し猶予期間（Probation）に置かれているか、または、重大な問題点に関する理由開示（Show-Cause）を言い渡されている大学を除き、すべての認定校がいつでも利用できる評価プロセスである（NCA-HLC, 2016, p. 21）。

NCA-HLCの決定により、スタンダードパスウェイしか受けることができない大学、または、他のパスウェイからスタンダー

ドパスウェイに移行される大学もある。制限の理由としては、主に、①認定されてから10年を経過していない、②過去2年以内に、機関の設置者、構造、組織の変更を行った、または、現在変更中である、③過去5年以内にNCA-HLCによる制裁措置やそれに関連する措置を受けている、または、現在、その措置のもとに置かれている、④オープンパスウェイの質イニシアティブ（Quality Initiative）の実施（質イニシアティブの実施内容については後述）にあたっての誠実な努力が見受けられない、などがある（NCA-HLC, 2016, p. 21）。

スタンダードパスウェイを新たに設けた目的には、①各大学の機関情報を可能な限り多く電子データで収集することによって、各大学の報告書作成の負担を軽減すること、②機関のデータを毎年チェックするとともに、10年間に2回、総合評価（Comprehensive Evaluation）を実施することで評価の厳格性を高めること、などがある（NCA-HLC, 2012a, p. 3）。

(2) スタンダードパスウェイのサイクル

スタンダードパスウェイは、10年サイクルで行われ、質の保証（Quality Assurance）と機関の改善（Institutional Improvement）に焦点を当てたものである。スタンダードパスウェイでは、質の保証と機関の改善が統合された総合評価が行われ、さらに、必要に応じて中間モニタリングを通じた質の保証と機関の改善のレビューが行われる（NCA-HLC, 2016, p. 21）。スタンダードパスウェイは、表4に示したようなサイクルを通じて行われる。その具体的なサイクルの概略は、以下のとおりである⁶。

表4 スタンダードパスウェイの10年サイクル

年	機関の活動	ピアレビュー	HLCの意思決定活動
1年目	機関は証拠ファイルを提出する（任意）	中間報告書を提出し、必要に応じて訪問調査を受ける	中間報告書をレビューし、必要に応じて訪問調査を実施する
2年目			
3年目			
4年目	総合評価に関する資料を提出する	総合評価を実施する（訪問調査あり）	総合評価に関する活動を行う
5年目	機関は証拠ファイルを提出する（任意）	中間報告書を提出し、必要に応じて訪問調査を受ける	中間報告書をレビューし、必要に応じて訪問調査を実施する
6年目			
7年目			
8年目			
9年目			
10年目	総合評価に関する資料を提出する	総合評価を実施する（訪問調査あり）	総合評価に関する活動とアクレディテーションの再認定を行う

出所：NCA-HLC（2016）のp. 23より筆者作成

1) 毎年のモニタリング

各機関は、年1回、機関の最新情報（Institutional

Updates)を提出し、NCA-HLCは、その情報をもとに、組織の健全性、連邦政府の要求事項の遵守状況、NCA-HLCによるフォローアップが必要となる変化がないかなどをレビューする⁷。

2) 4年目の総合評価 (訪問調査を含む)

10年サイクルの4年目では、NCA-HLCの定めた評価基準に合致しているかどうかなどの質保証のレビューや、連邦政府の定めた要求事項を遵守しているかどうかのレビュー、さらにはNCA-HLCの評価者チームによる訪問調査などを含めた総合評価が、各機関に対して実施される。質保証のレビューに際して、各機関は、NCA-HLCの定めた各評価基準や基本的な要素をどの程度満たしているか、また、機関の改善のためにどのような努力を払っているかを証明する保証ファイル (Assurance Filing) を提出する。この保証ファイルは、保証の主張 (Assurance Argument) と証拠ファイル (Evidence File) という指定の様式から構成され、両者はオンライン上で作成しアップロードすることができるようになっており、そのファイルに基づいてレビューが行われる。4年目の総合評価では、通常、認定に関わる決定は行われない。

3) 10年目の総合評価 (訪問調査を含む)

10年サイクルの最後の年には、4年目に実施したのと同じ総合評価のプロセスが実施される。10年目の総合評価の際には、認定に関わる決定とともに、オープンパスウェイ及びAQIPパスウェイ受審への適格性についての決定も行われる。

(3) Q & A ウェブセミナー及びセミナー

NCA-HLCは、スタンダードパスウェイの評価プロセスの理解を促進するために、スタンダードパスウェイの実施条件や保証ファイルについて、スタンダードパスウェイを選択した大学に対してウェブ上で1時間のQ & Aを受け付けるQ & A ウェブセミナーを実施している。また、総合評価を受けて2年以内の大学に対しては、1日を費やして、対面相談形式で、質保証レビューの具体的な運用について相談を受け助言を与えるスタンダードパスウェイセミナーを開催している (NCA-HLC, 2016, p. 22)。

4.2. オープンパスウェイ

(1) 対象機関と目的

NCA-HLCの決定により、オープンパスウェイに参加できるのは、①認定されてから少なくとも10年を経過している、②過去2年以内に、機関の設置者、構造、組織の変更を行っていない、③過去5年以内にNCA-HLCによる制裁措置やそれに関連する措置を受けていない、などの条件を満たす機関である。ただし、オープンパスウェイの質イニ

シアティブの実施にあたっての誠実な努力が見受けられない場合は、次のサイクルからスタンダードパスウェイに戻される場合がある (NCA-HLC, 2012b, p. 3)。

オープンパスウェイを新たに設けた目的には、①機関が現在置かれている状況に適合する質イニシアティブを選択できるようにアクレディテーションの改善の側面をオープンにすることで、機関の価値を高めること、②各大学の機関情報を可能な限り多く電子データで収集することによって、各大学の報告書作成の負担を軽減すること (スタンダードパスウェイと同じ目的)、③機関のデータを毎年チェックするとともに、10年間に2回、保証評価 (Assurance Review) を実施することで評価の厳格性を高めること、などがある (NCA-HLC, 2012b, p. 3)。

(2) オープンパスウェイのサイクル

オープンパスウェイは、10年サイクルで行われ、他のパスウェイと同様に質の保証と機関の改善に焦点を当てたものである。アクレディテーションのプロセスは、4年目の保証評価、5～9年目の質イニシアティブ、10年目の総合評価から構成されている (NCA-HLC, 2016, p. 26)。オープンパスウェイは、表5に示したようなサイクルを通じて行われる。その具体的なサイクルの概略は、以下のとおりである⁸。

表5 オープンパスウェイの10年サイクル

年	機関の活動	ピアレビュー	HLCの意思決定活動
1年目	機関は証拠ファイルを提出する (任意)		
2年目			
3年目			
4年目	保証ファイル (保証の主張と証拠ファイル) を提出する。	保証評価の実施 (訪問調査なし)	質保証レビューの受諾
5年目	機関は証拠イニシア ティブ提案 を提出する書の提出 (任意)	質イニシア ティブ提 案書のレ	
6年目			
7年目		質イニシア ティブレ ビュー	
8年目	期間 ポート提出 の期間	質イニシア ティブレ ビュー	
9年目			
10年目	総合評価に関する資料を提出する	総合評価を実施する (訪問調査あり)	総合評価に関する活動 とアクレディテーション の再認定を行う

出所: NCA-HLC (2016) の p. 27 より筆者作成

1) 毎年のモニタリング

各機関は、年1回、機関の最新情報 (Institutional Updates) を提出し、NCA-HLCは、その情報をもとに、組織の健全性、連邦政府の要求事項の遵守状況、NCA-HLCによるフォローアップが必要となる変化がないかなどをレビューする。

2) 4年目の保証評価 (訪問調査を含まず)

10年サイクルの4年目において、各機関は、アクレディ

テーション基準を満たしていることを確実にするために保証評価を行う。その際に、機関は、各基準や基本的な要素をどの程度満たしているか、また、機関の改善のためにどのような努力を払っているかを証明する保証ファイルを提出する。この保証ファイルは、前述のとおり、オンライン上で作成しアップロードすることができるようになっている。オープンパスウェイでは、評価員のチームは、それらの文書類を、オンライン上で評価し、同チームが特に必要と判断しない限り、通常訪問調査を実施しない。同チームは、こうした保証評価を行った結果、機関の当該サイクルの継続可否や追加のモニタリングの要求を判定協議会（Institutional Actions Council）に対して勧告する。スタンダードパスウェイと同様に、4年目の保証評価ではアクレディテーションの再認定は行われない。

3) 5～9年目の質イニシアティブ

各機関は10年サイクルの5年目から9年目にかけて、質イニシアティブプロジェクトを行う。質イニシアティブとは、各機関が自らの抱える現在の課題または抱負に対して自律的に改善するプロジェクトを推進することである。オープンパスウェイのプロセスにある大学は、現在の課題または抱負に適合するように設計した質イニシアティブを行うことが要請される。質イニシアティブは、10年サイクルの5年目から9年目の期間に実施し、この間に完了されるように設計されるが、すでに進行中のイニシアティブを継続する、または、鍵となる事案（key milestone）をより長いイニシアティブのなかで完成させることもある。

質イニシアティブは、次の3つの形式の中から1つを選択する。①大学が、現在の課題または抱負に適した独自の質イニシアティブを設計し提案する。②大学が、NCA-HLCが示すいくつかのトピックメニューから選択する。③HLCが推進するプログラムへの参加を選択する。

各機関は、質イニシアティブ実施の最後の期間に、プロジェクトの成果に関する報告書を提出する。評価員は報告書をレビューし、各機関がプロジェクトの目的を達成するために誠実な努力を行ったかどうか勧告を行う。この勧告は、10年目に、今後のパスウェイ選択の適格性を決定するために、判定協議会へ送られる。

4) 10年目の総合評価

10年目には、各機関は評価チームによる総合評価を受けることとなる。総合評価では、2回目の保証評価、連邦政府の遵守事項に関するレビュー、訪問調査が行われる。評価チームは各項目を評価し、各機関のアクレディテーションの再認定について勧告を行う。また、判定協議会は、評価資料や評価チームによる勧告のレビューを行い、機関の再認定に関する決定を行う。同時に今後のパスウェイの

適格性の判断を行い、今後のパスウェイの資格を決定する。ここで質イニシアティブに関する誠実な努力に失敗した大学は、スタンダードパスウェイに戻される場合がある。

4.3. AQIP パスウェイ

(1) 対象機関と目的

AQIP パスウェイは、NCA-HLC の決定により、スタンダードパスウェイに置かれることがない機関（パスウェイを選択する資格を持つ大学）すべてが参加できる評価プロセスである。AQIP は、質改善を計画的・継続的に行うプロセスで、TQM（Total Quality Management）、CQI（Continuous Quality Improvement）、シックス・シグマ、ISO9000 など、主に企業の品質改善や企業全体の向上のために開発された活動にそのルーツがある（前田, 2015, p. 239）。AQIP パスウェイは、機関の継続的な質の改善を達成するための手助けを行う目的に基づき設計されている（NCA-HLC, 2016, p. 24）。

(2) AQIP パスウェイのサイクル

AQIP パスウェイは、8年サイクルで行われ、他のパスウェイと同様に質の保証と機関の改善に焦点を当てたものである。ただし、AQIP パスウェイは、他のパスウェイと比較して、機関の継続的な質の改善の手助けを行うことにより重点を置いている。

AQIP パスウェイは、表6に示したようなサイクルを通じて行われる。その具体的なサイクルの概略は、以下のとおりであり、他のパスウェイと比較して、頻繁にNCA-HLCとコンタクトを取ることが必要になる⁹。

表6 AQIP パスウェイの10年サイクル

年	機関の活動	ピアレビュー	HLCの意思決定活動
1年目	1つの戦略フォーラムへの参加	毎年のアクションプロジェクトの更新	毎年のアクションプロジェクトのレビュー
2年目			
3年目	システムポートフォリオの提出	システム評価の実施	
4年目	必要な場合総合的質保証評価の実施	必要な場合総合的質評価の実施（訪問調査あり）	必要な場合総合的質評価に関する活動
5年目	1つの戦略フォーラムへの参加		
6年目			
7年目	システムポートフォリオの提出	システム評価の実施	
8年目	総合的質保証に関する資料の提出	総合的質評価の実施（訪問調査あり）	総合的質評価とアクレディテーションの再認定に関する活動

出所：NCA-HLC（2016）のp. 25より筆者作成

1) 毎年のモニタリング（他のパスウェイと同様）

各機関は、年1回、機関の最新情報（Institutional Updates）を提出し、NCA-HLCは、その情報をもとに、組織の健全性、連邦政府の要求事項の遵守状況、NCA-HLCによるフォローアップが必要となる変化がないかなどをレビューする。

2) 毎年のアクションプロジェクト

AQIP パスウェイを選択した機関は、毎年、自らが最も質の改善にインパクトがあると信じる短期のプロジェクトを、少なくとも3つ、アクションプロジェクトとして実行し、そのレビューした結果をアクションプロジェクトレビューとして提出することが要請される。また、その3つのプロジェクトのうち、少なくとも1つは、学生の学習に焦点を当てたプロジェクトであることが求められる。機関は、そのレビューを提出した後、NCA-HLC からその内容について助言を得ることができる。

3) 1～2年目と5～6年目の戦略フォーラム

戦略フォーラムは、AQIP パスウェイの中でも重要な位置づけにある。AQIP パスウェイを選択した機関は、8年間のサイクルの中で、1～2年目と5～6年目の期間に、それぞれ1回ずつ合計2回、戦略フォーラムに参加する。戦略フォーラムは3日間にわたり開催され、各機関の改善に向けて新たな戦略を立てるために、他のAQIP パスウェイを選択した機関から参加したチームと一緒に、協力的環境のなかでワークショップを行う。また、戦略フォーラムでは、当該機関の質保証システムに対する建設的な意見交換を行う機会が提供されるとともに、正式なAQIP プロジェクトに発展する可能性のある特定のプロジェクトに対する情報交換も行われる。さらに、NCA-HLC のスタッフは、そのワークショップにおいて、当該機関に対して必要な支援を行うこともある。

4) 3・7年目のシステムポートフォリオとシステム評価

AQIP パスウェイを選択した機関は、8年間のサイクルの中の3年目と7年目にシステムポートフォリオを提出する。このシステムポートフォリオとは、表7にあるAQIP カテゴリーに対して、各機関がそれをいかに計画し、実行したか、データを用いてレポートにまとめるものである。また、このカテゴリーには、アクレディテーションの基準に関するエビデンスも含まれている。

評価者のチームは、システムポートフォリオの内容をシステム評価（Systems Appraisals）として実行し、当該機関に対して、機関の改善に向けて行われている努力に対するフィードバックを提供する。また、評価者のチームは、そのエビデンスの中から、アクレディテーション基準に関するものをスクリーニングする。そして、その情報は、当該機関に対して、8年目の総合的質評価（Comprehensive Quality Review）の前に提供される。

表7 AQIP カテゴリー

改訂されたAQIP パスウェイ・カテゴリー（現在、6つのカテゴリー）は、機関が自らの鍵となるプロセスを点検する際に利用できるように、また、機関に対して、自らの改善のために、分析し、理解し、推進する際に利用できるように、フレームワークを提供したものである。このカテゴリーの使用は、機関のシステムポートフォリオの発展のために必須である。

カテゴリー1：学生の学習支援	カテゴリー4：計画と指揮
カテゴリー2：学生やその他のステークホルダーのニーズの把握	カテゴリー5：知識管理と資源管理
カテゴリー3：雇用者（教職員等）の評価	カテゴリー6：継続的な質改善に焦点を当てた質の概観

出所）以下 URL より筆者作成

<https://www.hlcommission.org/Pathways/aqip-categories.html>
(2017年3月26日)

5) 8年目の総合的質評価

8年目に、各機関は評価チームによる総合的質評価（Comprehensive Quality Review）を受けることとなる。総合的質評価では、システム評価のレビュー、連邦政府の遵守事項に関するレビュー、訪問調査などが行われる。評価チームは各項目を評価し、各機関のアクレディテーションの再認定について勧告を行う。

なお、8年サイクルの4年目に関して、①当該大学やHLCの要請があった場合、②3年目のシステム評価で深刻な懸念点があった場合、③前回のサイクルの8年目に総合的質評価で重大な問題点があった場合のいずれかにおいて、AQIP パスウェイの4年目に総合的質評価を実施する。

5. 連邦規則遵守プログラム

2012年以降のNCA-HLCによる評価システムとして、もう一つ重要な点は、2013年度から連邦規則遵守プログラム（Federal Compliance Program）を導入した点にある（前田, 2015, p. 238）。この点について以下で述べたい。

5.1. 連邦規則遵守プログラムの概要

連邦政府に認可された機関であるNCA-HLCは、すべての加盟機関が高等教育法のTitle IV プログラムに規定された責任を果たしていることと、その他に定められた連邦政府による認可要件を満たしていることを確実にすることが求められている¹⁰。

NCA-HLCによって認定された機関が、連邦政府による奨学金の受給資格を得るためには、当該機関とNCA-HLCによるこれらの要件を遵守する必要がある。2016年9月以降、当該機関は、連邦規則遵守に関する情報をNCA-HLCへ提出する際に、指定の様式（機関による連邦遵守規則ファイル：Federal Compliance Filing by Institutions）に記入するよう求められている。

この様式は、当該機関にとって、どのような情報が必要とされているかをより明らかにするために、また、連邦遵守規則を確実に履行できるようにするために作成された（NCA-HLC, 2016, p. 37）。この新しく指定された様式は、NCA-HLC のウェブサイトで入手できる¹¹。

そして、その様式は、表 8 のような項目からなっている（NCA-HLC, 2017）。

表 8 連邦規則遵守に関する項目

1 単位時間、プログラムの長さ、授業料（3 項目）	6 学生及び社会のために必要な情報（3 項目）
2 学生からの苦情に関する記録（4 項目）	7 広報および学生募集の資料、ならびにその他の一般情報（4 項目）
3 転学方針に関わる情報の公表（3 項目）	8 学生の学習成果に関するデータの評価（4 項目）
4 学生の身元を確認するための業務（6 項目）	9 学生の学習成果に関するデータの公表（3 項目）
5 タイトルⅣプログラムにおける責務（以下の 8 項目）	10 州及び他のアクレディテーション機関との関係（1 項目）
1) 一般的責務 2) 財務に関する責任要件 3) 債務不履行率 4) キャンパスの犯罪情報、スポーツへの参加と財政支援、および関連する情報の開示 5) 学生の知る権利 6) 十分な学力向上及び出席の方針 7) 連邦政府から認可されたアクレディテーション機関の認定を受けていない第 3 者との教育プログラムに関する契約関係の開示 8) 連邦政府から認可されたアクレディテーション機関の認定を受けた第 3 者とのコンソーシアム関係の開示	11 コメントする機会についての社会への通知（3 項目）
	12 コンピテンシーベースのプログラム（直接評価プログラムや教員・学生の参加を含む）

出所）NCA-HLC（2017）より筆者作成

5.2. 連邦規則遵守のプロセス

NCA-HLC の認定を得ようとする大学は、この項目について所定の様式で状況を報告しなければならない。また、このプログラムをすべてのコースの総合評価プロセスで実施しなければならない。すなわち、スタンダードパスウェイに参加している機関は、4 年目と 10 年目の総合評価の際に、オープンパスウェイに参加している機関は、10 年目の総合評価の際に、それぞれ連邦規則の遵守要件を満たしていることを証明しなければならない。また、AQIP パスウェイに参加している機関は、8 年目の総合的質評価の際に、連邦規則の遵守状況を説明する必要がある（NCA-HLC, 2016, p. 3）。

なお、機関による連邦遵守規則ファイルの様式は、A4 で 14 頁のものとなっており、その内容は、各質問項目に対して、YES か No のチェックリスト形式で答えるものと、どのような取組みを行っているか記述式で回答するものとで構成されている（NCA-HLC, 2017）。連邦規則を遵守しているか否かを明確にチェックできるような様式が整えられている。

6. 結論

ここでは、「1. 本稿の目的」で位置付けた問題に対して、NCA-HLC による 3 つのパスウェイの特色を考察しながら、わが国の認証評価制度改善に向けた示唆を導きたい。以下で、これまで述べてきた 3 つのパスウェイからうかがえる特色と、そこから導き出されるわが国の認証評価制度改善に向けた方向性についての筆者の見解を述べ結論にかけたい。

6.1. NCA-HLC の評価システムの特色

第 1 の特色は、大学の成熟度に応じてパスウェイが選べる選択的評価を行っているという点である。NCA-HLC の新たなアクレディテーションプロセスでは、大学の成熟度に応じて、3 つのパスウェイが用意されており、各大学は自らの特性に応じて、そのパスウェイを選択することができるようになっている点は大きな特色である。また、各大学の成熟度に応じて、各大学の評価の負担割合が考慮されているパスウェイとなっている点も大きな特徴といっていよう。さらに、こうした評価システムは、近年、アメリカのみならず、大学評価の先進国とされるイギリスでも採用されている。例えば、イギリスでは、イングランド高等教育財政カウンスル（HEFCE）が、2016 年 3 月に新たな質保証制度を開始し、高等教育機関をその成熟度により 3 段階に分類し、各段階に応じて異なるレビューを実施している（HEFCE, 2016）¹²。

第 2 の特色は、特に AQIP パスウェイに顕著にみられるが、大学と評価機関との間で頻繁にやりとりを行う、いわば「ハイタッチ型評価」であり、各大学の改革・改善を評価機関側が積極的に促す改革・改善志向型評価であるという点である。AQIP パスウェイにある大学は、8 年サイクルの中で、各大学が定義したニーズに関する様々なプロジェクトを実施し、その実施内容について、NCA-HLC の評価員から頻繁にフィードバックを受けることで、その大学の教育研究活動等の改革・改善を積極的に促す評価システムとなっている。

6.2. わが国の認証評価制度改善への示唆

わが国では、1998 年の大学審議会答申「21 世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」以来、個性輝く大学の出現が求められ、また、認証評価制度においても、中央教育審議会大学教育部会などで、大学の機能別分化の進展に対応した評価のあり方に関する改革の方向性の案が示されている。今後、わが国において、より一層、大学の多様化・個性化を促進させる観点に立ち、こうした大学の成熟度に応じた複数選択可能な評価のあり方を検討することとともに、わが国の大

学の状態に応じた評価手法を複数用意するということの是非について、わが国の認証評価制度との法的整合性も含めて検討していく必要があるのではないかと考える。NCA-HLC の第 1 の特色は、このような点をわが国の認証評価制度改善に向けて示唆しているのではないかと考える。

本稿の冒頭において、わが国の大学で内部質保証に問題を抱えている大学が少なからず存在している点を述べたが、NCA-HLC で採用されている大学と評価機関との前述した「ハイタッチ型評価」を通じて、各大学の改革・改善を促進させる評価プロセスのあり方については、わが国にとって参考になる部分が多々あるのではないかと考える。わが国では、近年、評価疲れの克服や評価の負担軽減を図ることが指摘され、評価システムの簡素化を図り「ライトタッチ型評価」を志向する向きがあるが、NCA-HLC では、各大学の改革・改善をより一層促進させるために、AQIP パスウェイという「ハイタッチ型評価」プロセスが設定されている。このパスウェイを選択した大学は、自らのニーズに合致した様々なプロジェクトの活動実績と改善状況を目に見えるかたちで、NCA-HLC に頻繁に報告し、NCA-HLC の評価員から数多くのアドバイスを受けることができることから、このパスウェイは、大学自らの教育研究活動等の改革・改善に結びつける評価プロセスになっているといえる。今後、わが国の大学において、より一層、各大学の教育研究活動等の改革・改善を推し進めていく重要性に鑑み、こうした「ハイタッチ型」の改革・改善志向型評価プロセスをわが国の認証評価プロセスに導入することの是非について、わが国の認証評価制度との法的整合性も含めて検討していく必要があるのではないかと考える。NCA-HLC の第 2 の特色は、このような点をわが国の認証評価制度改善に向けて示唆しているのではないかと考える。

7. 残された課題

最後に、本稿での残された課題を以下で指摘したい。本稿では、主に評価機関側の視点から考察してきたが、NCA-HLC の新たな評価プロセスを受審した大学の実態について考察し、評価受審側の観点から、その成果や課題を考察する必要がある。例えば、NCA-HLC (2016) の p. 52 には、3 つのパスウェイを受審した大学の事例が紹介されているが、各パスウェイを選択した結果、どのような成果や課題が得られたのかなどを今後考察することが必要である。

注

¹ 文部科学省「学校教育法第 100 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の 1 部を改正する省令の公布について（通知）」平成 28 年 3 月

31 日より。

² なお、論文執筆時点で、まだ研究成果報告書は公表されていないが、NCA-HLC とその評価受審大学に訪問調査を実施し、質マネジメントの観点から、科学研究費調査を行ったものとしては、以下がある。前田早苗・工藤潤「アメリカの大学における質マネジメントに関する事例研究」<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-15K04345/> (2017 年 3 月 27 日)

³ これらの記述は、以下の NCA-HLC のサイト「About the Higher Learning Commission」に基づく。

<https://www.hlcommission.org/About-the-Commission/about-hlc.html> (2017 年 3 月 27 日)

⁴ 日本高等教育評価機構「平成 27 年度版 大学評価基準」を参照。

<http://www.jiheee.or.jp/achievement/college/pdf/hyokakijyun140902.pdf> (2017 年 3 月 27 日)

⁵ 米国における「機関の有効性」に着目した研究として、例えば、鳥居 (2016) があり、p. 204～206 において、この点が考察されている。また、佐藤 (2014) では、大学評価における機関の有効性と内部質保証について、日米の比較分析を行っている。

⁶ 以下の記述は、NCA-HLC 「Standard Pathway」のホームページを参照して記述。

<https://www.hlcommission.org/Pathways/standard-overview.html> (2017 年 3 月 25 日)

⁷ 連邦政府の要求事項の遵守状況は、以下の「5 連邦規則遵守プログラム」で詳述する。

⁸ 以下の記述は、NCA-HLC 「Open Pathway」のホームページと NCA-HLC (2016) の p. 26 を参照して記述。

<https://www.hlcommission.org/Pathways/open-overview.html> (2017 年 3 月 25 日)

⁹ 以下の記述は、NCA-HLC 「AQIP Pathway」のホームページと NCA-HLC (2016) の p. 24 を参照して記述。

<https://www.hlcommission.org/Pathways/aqip-overview.html> (2017 年 3 月 25 日)

¹⁰ 連邦奨学金の受給資格は、高等教育法の第 4 編、いわゆるタイトル IV に規定されており、ここでいう責任を果たしていることとは、すべての加盟機関が、高等教育法の Title IV プログラム（アクレディテーション機関による適格認定を奨学金の受給資格の根拠とする一連の条文）に定められた要件を満たしていることを指す。

¹¹ この様式は、以下のサイトから入手できる。

<https://www.hlcommission.org/Policies/federal-compliance-program.html> (2017 年 3 月 26 日)

¹² 大学改革支援・学位授与機構のホームページ「英国に

において新たな質保証制度開始へ」（以下のサイト）において、その概要が整理されている。

https://qaupdates.niad.ac.jp/2016/06/02/hefce_2016/（2017年3月26日）

引用文献

- 赤林隆仁（2011）．「大学における品質マネジメントに関する考察：マネジメントサイクルの観点から」『埼玉学園大学紀要 経営学部篇』11号，133-143．
- 大学基準協会（1998）．『平成9年度 米国基準協会等の大学評価に関する実態調査報告書（中間報告）』．
- 大学基準協会（1999）．『平成10年度 米国基準協会等の大学評価に関する実態調査報告書（第2次中間報告）』．
- 大学基準協会（2016）．『第3期認証評価における大学評価システムの変更について』平成28年度大学評価シンポジウム発表資料．（http://www.juaa.or.jp/images/symposium/pdf/university/symposium/h28/common_document_01.pdf）（2017年3月27日）
- 大学基準協会企画／早田幸政訳（1995）．『アメリカ北中部地区基準協会の大学・カレッジ評価ハンドブック』紀伊国屋書店．
- 大学基準協会企画／早田幸政訳（2003）．『大学・カレッジ教育評価事例ハンドブック：アメリカ北中部地区基準協会「自己評価と改善・改革に関する論集」より』エイデル研究所．
- HEFCE（2016）．*Revised operating model for quality assessment*．（<http://www.hefce.ac.uk/pubs/year/2016/201603/>）（2017年3月27日）
- 前田早苗（2015）．「北中部地区基準協会高等教育委員会（NCA-HLC）調査報告」大学基準協会編『大学評価論の体系化に向けた調査研究報告書』238-242．
- 森 利枝（2006）．「米国における営利大学の展開と地域アクセレディテーションの機能」大学評価・学位授与機構『大学評価・学位研究』第4号，3-13．
- 中村安希・串田藍子（2015）．「海外の評価機関における評価者研修に関する調査（アメリカ合衆国）」大学基準協会『大学評価研究』第14号，124-140．
- NCA-HLC（2012a）．*HLC Pathways for Reaffirmation of Accreditation The Standard Pathway*．（<https://www.issu.edu/hlc/documents/StandardPathwayBooklet3-12Final.pdf>）（2017年3月27日）
- NCA-HLC（2012b）．*HLC Pathways for Reaffirmation of Accreditation The Open Pathway*．（<http://accreditation.unm.edu/common/docs/open-pathways-booklet.pdf>）（2017年3月25日）
- NCA-HLC（2012c）．*The New Criteria for Accreditation*．（http://www.unco.edu/hlc/pdf/Criteria_Book_Final.pdf）（2017年3月27日）
- NCA-HLC（2016）．*Higher Learning Commission 2016 Resource Guide*．（http://download.hlcommission.org/ResourceGuide_2016-04_INF.pdf）（2017年3月25日）
- NCA-HLC（2017）．*Federal Compliance Filing by Institutions*．（<https://www.hlcommission.org/Policies/federal-compliance-program.html>）（2017年3月26日）
- 日本高等教育評価機構（2014a）．「北中部地区基準協会高等教育委員会」『平成25年度 認証評価に関する調査研究』62-77．
- 日本高等教育評価機構（2014b）．「ノースウェスタン大学、ハロルド・ワシントン・カレッジ」『平成25年度 認証評価に関する調査研究』81-87．
- 佐藤仁（2014）．「IR から IE へ?—大学評価におけるIEと内部質保証の比較分析—」大学評価担当者集会2014報告資料5．（http://iir.ibaraki.ac.jp/jcache/documents/2014/acc2014/session1/acc2014-1_sato_ppt.pdf）（2017年3月27日）
- 鳥居朋子（2015）．「第6節 内部質保証システムを支えるIR機能」大学基準協会編『大学評価論の体系化に向けた調査研究報告書』202-209．
- 山口 豪（2015a）．「コンコルディア大学シカゴ校の質保証の取り組みについて」大学基準協会編『大学評価論の体系化に向けた調査研究報告書』249-252．
- 山口 豪（2015b）．「ノースイースタン・イリノイ大学の質保証の取り組みについて」大学基準協会編『大学評価論の体系化に向けた調査研究報告書』252-255．
- 山口 豪（2015c）．「ナショナル・ルイス大学の質保証の取り組みについて」大学基準協会編『大学評価論の体系化に向けた調査研究報告書』255-259．

Characteristics of the Accreditation Process in the Higher Learning Commission on the North Central Association of Colleges and Schools: Implications for Improving the Certified Evaluation and Accreditation System in Japan

Go Yamaguchi

(Undergraduate Academic Affairs, Digital Hollywood University)

The purpose of this study is to consider the characteristics of the accreditation process in the Higher Learning Commission on the North Central Association of Colleges and Schools (NCA-HLC) so that each university in Japan will be able to improve its research and educational activities.

First, a general view of the recent environments surrounding Japanese universities is provided, and second, previous research related to the NCA-HLC accreditation system is surveyed in this paper.

Third, the features of the new NCA-HLC accreditation process from 2013 is analyzed, focusing on the following three pathways: Standard Pathway, Open Pathway, and Academic Quality Improvement Program Pathway of the NCA-HLC.

Finally, based on the above considerations, future directions to improve the Certified Evaluation and Accreditation System in Japan are proposed.

Keywords: North Central Association of Colleges and Schools, Standard Pathway, Open Pathway, Academic Quality Improvement Program Pathway, Federal Compliance Program